

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成18年度 第1回会議
開催日時	平成18年4月11日（火） 午前10時から午前10時35分まで
開催場所	田無庁舎3階庁議室
出席者	米田会長 宮本副会長 竹之中委員 事務局：坂井企画部長 名古屋生涯学習部長 東原スポーツ振興課長 山本公園緑地課長 菅野市民課長 飯島企画課長 金子企画部主幹 西谷 企画部副主査 菅野スポーツ課スポーツ振興係主任 山野上企画課主任
議題	1 個別案件「西東京市公園施設使用料の適正化について」及び「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」（運動場等） 2 西東京市事務手数料について（報告） 3 その他
会議資料の名称	資料1 指定管理者制度導入状況 資料2 住民基本台帳の閲覧手数料の改定について（報告） 別紙1 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度の運用状況調査結果 別紙2 西東京市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱い要綱 別紙3 住民基本台帳法の一部を改正する法律案の概要
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容 会長からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度第6回会議録を配布したので、内容確認後、修正等があれば1週間以内に事務局へ連絡してほしい。 <p>議題1 個別案件「西東京市公園施設使用料の適正化について」及び「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」（運動場等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西東京市のスポーツ施設は、旧保谷市では財団が運営し、旧田無市では直営で管理していた。指定管理者制度導入についても、財団が運営する施設については制度を導入し、特命で財団を指定したが、直営施設については導入していない。2年後には、すべてのスポーツ施設で指定管理者制度を導入し、公募によって指定することを考えている。 ・その他の施設についても、制度を導入した施設は特命で指定した。福祉施設については公的関与が強く、また複合施設であるため直営とした。 	

・前回の会議の中で、土地の借り上げ料は高いという指摘があった。平成14年に土地借り上げ料に関する内部基準を策定しているが、策定前の施設について一部高いものがある。今後は、関係所管課と十分協議を進めて、改善に向けた協議を進めていきたい。

質疑応答

委員：地区会館などの運営協議会とはどういう団体か。

事務局：法人格のない住民の組織で、窓口受付など運営管理をお願いしている。

委員：株式会社アスタ西東京は地元の企業か。

事務局：いわゆる第三セクターで、田無駅北口の再開発ビルを管理している。

委員：福祉施設は、将来的には指定管理者制度を導入するのか。

事務局：人的要素が強いため、直営ではあるが、事業委託方式で従来の委託業者に委託して運営している。将来的にはNPOも含めて検証したい。

委員からの意見

・委員会の所掌事項ではないが、土地の賃借料は高めに設定されているようなので、今後、返却も含めて検討してもらいたい。

・同日、前回の使用料（案）が妥当である旨の答申を市長及び教育委員会へ手渡す。

議題2 西東京市事務手数料について（報告）

・民間業者によるダイレクトメール発送のための住民票閲覧については、抑制を図るため、昨年2月に答申いただいた事務手数料で運営してきた。しかしながら、国が法改正について検討し、改正の方向性が示された。すでに禁止している他団体との整合性、市民の感情に配慮する必要から、西東京市においても、民間業者によるダイレクトメール発送のための閲覧を禁止したいと考えている。したがって、手数料を値上げし、閲覧の制限をする理由がなくなることから、30分ごと3,000円を削除し、1世帯200円としたい。

質疑応答

委員：現在、営業目的の閲覧請求はどの程度か。

事務局：値上げをした昨年度の8月から3月を前年度と比べると56%に減っている。閲覧者も個人情報保護法の取り扱い事業者としての要件を整えているところが多くなったという傾向が見られる。

委員：改正はいつの議会か。

事務局：6月を予定している。ダイレクトメール目的の禁止については、要綱で対応している団体が多数である。同様に対応したい。

・今回は報告ということで扱う。

・以上の審議終了後、「南町スポーツ・文化交流センター（きらっと）」を視察。